

庁舎内及び敷地内掲示物（ポスター・チラシ等）掲示要項

（目的）

1 この要項は、住之江区役所庁舎内及び敷地内（以下、庁舎内等という）における掲示物（ポスター・チラシ等）の掲示に必要な事項を定める。

（掲示基準）

2 庁舎内等の掲示は次に掲げる基準によるものとする。

（1）次の各号の一に定めるものは、掲示する。

- ア 本市の主催・共催・参画・後援する事務事業を広報するもの
- イ 国の機関又は他の地方公共団体の主催・共催・参画・後援する事務事業を広報するもの
- ウ 公益法人又は非営利団体等の組織から依頼のあるもの
- エ その他、掲示することが適切であると住之江区長が認めたもの

（2）次の各号の一に定めるものは、掲示しない。

- ア 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- イ 政治性、宗教性のあるもの
- ウ その他、掲示することが不適切であると住之江区長が認めたもの

（掲示手続）

3 掲示手続は、次のとおりとする。

- （1）申請者がポスター及びチラシ等を掲示しようとするときは、掲示物に別紙1「ポスター・チラシ等掲示承認依頼書」を添えて、ICT・企画担当課長に承認依頼をすること。
- （2）承認依頼を受けたICT・企画担当課長は承認するものについて、住之江区役所の承認印を押印する。
- （3）庁舎等に掲示するものについては総務課で掲示する。ただし、ICT・企画担当課長の許可を得たものについては、申請者が掲示することができる。
- （4）掲示にあたって、特段の条件を付す必要があると認められるときは、申請者に対してその旨を通知し、条件を遵守させることとする。（別紙2「ポスター・チラシ等掲示承認通知書」）
- （5）掲示を認めることができないときは、申請者に対してその旨を通知する。（別紙3「ポスター・チラシ等掲示不承認通知書」）

（掲示期間）

4 掲示期間は、次のとおりとする。

- （1）事業または催物の期日が明記されたものは1ヶ月前から掲示することができる。
- （2）期日がないものは、3ヶ月を限度として掲示できるものとし、必要に応じて最大1年まで延長することができる。ただし、特段の事情があるときは、ICT・企画担当課長と協議のうえ定める。
- （3）各担当は掲示期間中、掲示物の破損等について管理を行うとともに、掲示期間が満了した時は、遅滞なく、掲示物を撤去しなければならない。

（美観）

5 掲示板以外へ掲示するときは、美観を損ねないよう配慮するものとする。

附則

この要項は、平成18年5月11日から施行する。

附則

この要項は、平成20年8月13日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和元年9月18日から施行する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

住之江区役所

I C T・企画担当課長 様

申請者 住所

氏名

ポスター・チラシ等掲示承認依頼書

標題について、次のとおり区役所庁舎等への掲示を依頼します。

記

1 内 容

[]

2 掲示期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

※ ポスター・チラシ等の掲示については、掲示板以外も含む。

(ただし、催し時の一時的なものは除く)

※ 掲示期間は3ヶ月を限度とし、最大1年まで延長することができる。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

住之江区役所
ICT・企画担当課長

ポスター・チラシ等掲示承認通知書

令和 年 月 日付けをもって依頼のあったポスター・チラシ等の掲示について、次のとおり承認する。

記

1 内 容

[]

2 掲示期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 条 件

- 申請者は、その責任に帰すべき事由により、掲示物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による掲示物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、掲示物件を原状に復した場合は、この限りでない。
- このほか、申請者が本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。
- 本市は、災害、盗難、その他本市の責に帰すことのできない事由により、申請者の財産に損害が生じた場合、一切その責を負わないものとする。
- 申請者が掲示物件を使用する際に用いた財産で、本市が所有する財産以外のものの設置又は管理に瑕疵があったために第三者の身体・財産に損害が生じた場合は、申請者がその損害を賠償するものとする。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

住之江区役所
ICT・企画担当課長

ポスター・チラシ等掲示不承認通知書

令和 年 月 日付けをもって依頼のあったポスター・チラシ等の掲示について、不承認とする。

記

1 内 容

()

2 理 由

()